

輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

©CISTEC

2021.01.27施行行政省令等対応 (2 / 2)

次に掲げる貨物であつて、 経済産業省令で定める仕様のもの 7- (2) マイクロ波用機器若しくはその部分品 又はミリ波用機器の部分品	判定欄	注 釈	記 入 欄
[省令] 第6条 輸出令別表第1の7の項の 経済産業省令で定める仕様のものは、 次のいずれかに該当するものとする。 ニ マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品であつて、 次のいずれかに該当するもの ニ マイクロ波用ディスクリートトランジスタであつて、 次のいずれかに該当するもの (五) 動作周波数が4.3.5ギガヘルツを超え、 ピーク飽和出力値が0.1ナノワット (マイナス70ディービーエム)を超えるもの (六) 動作周波数が8.5ギガヘルツ超31.8ギガヘルツ以下の全ての 周波数帯域において、ピーク飽和出力値が5ワット (37ディービーエム)を超えるもの (第6条第二号ニ(一)から(五)までのいずれかに 該当するものを除く。)	該 当 ○ 非該当 × 対象外 -		
	[]		数値 () 数値 ()
	[]		数値 () 数値 ()
	《 》] 除外	第6条第二号ニ ()
	判定結果	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	
作成責任者：(作成年月日： 年 月 日)			
会社名 _____	該当項番		
所属・役職 _____	① 輸出令別表第1の項番 []		
(フリガナ)	② 貨物等省令の条項号等の番号等		
氏 名 _____ 印	[]	[]	
電 話 _____	[]	[]	

※告示貨物=貨物等省令第6条第二号ニ(一)5若しくは6若しくは(二)3若しくは4に該当するもの